



Title	軍記物語と英雄叙事詩(3) : ヨーロッパ中世における二重の主従関係
Author(s)	寺田, 龍男
Citation	大学院国際広報メディア研究科・言語文化部紀要, 50, 1-16
Issue Date	2006-03
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/44951">http://hdl.handle.net/2115/44951</a>
Type	article
File Information	terada50.pdf



[Instructions for use](#)

# 軍記物語と英雄叙事詩 (3)

—— ヨーロッパ中世における二重の主従関係 ——

寺 田 龍 男

# 軍記物語と英雄叙事詩 (3)

—— ヨーロッパ中世における二重の主従関係 ——<sup>1</sup>

寺田龍男

## 0. 序

中世ヨーロッパの文芸作品では騎士の忠誠心がしばしば強調される。しかしそれは単にヨーロッパだけの現象ではない。同じ時代の日本社会を見ても、「忠臣は二君に事えず」(司馬遷『史記列伝』田単列伝第22)<sup>2</sup>という中国古来の文は、武士だけでなく貴族の社会でもしばしば引用された。そのため私たちはとかく、誠実な騎士(武士)は生涯ただ一人の主君に仕えるものと思いがちである。だが社会の実態はけっしてそうではなく、またそのような主従関係を強制する法も存在してはいなかった。

宮廷文学の詩人たちが、みずから造形した登場人物たちの忠誠心に言及し、かつまたそれを強調したのは、現実の主従関係がけっしてそのように固く結ばれていたわけではなく、また唯一の主君に限定されていたわけではなかったからかもしれないのである<sup>3</sup>。託身儀礼(Mannschaft)と宣誓(Lehnseid)によって「助言と助力(=軍役)」(*consilium et auxilium*, Rat und

- 
- 1 小稿は日本独文学会誌 *Neue Beiträge zur Germanistik*. Bd. 1 (iudicium 社 2002 年) に発表した論考 *Doppelte Lehnsbindung im Mittelalter. Eine Fallstudie* の和訳に若干の加筆を施したものである。旧稿の執筆に際してはアレクサンダー・フォン・フンボルト財団および文部科学省科学研究費補助金(萌芽研究・課題番号 12871058)の助成を受け、またこのたびの改稿でも文部科学省科学研究費補助金(基盤研究(C)2・課題番号 15520212)の助成による恩恵を受けたことに感謝したい。しかし基本的には旧稿の和訳であることをここに明記する次第である。Die vorliegende Arbeit ist die japanische Übersetzung eines in *Neue Beiträge zur Germanistik* Bd. 1 (2002) erschienenen Aufsatzes “Doppelte Lehnsbindung im Mittelalter. Eine Fallstudie”, der mit Hilfe der Forschungsstipendien der Alexander von Humboldt-Stiftung und des Grant-in-Aid for Exploratory Research, the Japanese Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, Project-No. 12871058, entstanden ist. Bei der Überarbeitung konnte durch den Grant-in-Aid for Scientific Research (C) (2), the Japanese Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, Project-No. 15520212 geholfen werden.
  - 2 司馬遷(著)・小川環樹/今鷹真/福島吉彦(訳)『史記列伝』(二)東京:岩波書店 1975 年(岩波文庫青214-2)、77 頁。
  - 3 「忠誠心」「誠実」(=Treue)の概念については以下を参照。*Heinrich Mitteis*, *Lehnrecht und Staatsgewalt. Untersuchungen zur mittelalterlichen Verfassungsgeschichte*. Weimar: Böhlau 1933. Nachdruck Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft 1958, S. 531-590; *Ekkehard Kaufmann*, Artikel ‘Treue’. In: *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*. Bd. 5. Hrsg. von Adalbert Erler/Ekkehard Kaufmann/Dieter Werkmüller. Berlin: Schmidt 1998, Sp. 320-338.

Tat)<sup>4</sup>の義務を負っていた家臣には、一人ないし複数の主君と主従関係を結ぶ自由があり、これによって（他の）主君への忠誠の誓いを破ることはなかった。13, 14世紀になるとこうした複数の主君との封臣関係は半ば常態となる。ただし主君どうしが争った場合は問題が生じた。家臣が主君のひとりに対して忠誠の誓いを放棄し、主従関係を解消せざるをえなくなるからである。誓いの解消がその主君との間に軋轢を引き起こす可能性はたしかにあった。しかしそのような場合でも、慣習化していた「ルール」に双方がのっとって行動していれば、必ずしも主従関係の決裂に至るとは限らなかったのである<sup>5</sup>。

この現象が中世の政治に大きな意味をもっていたことはすでに歴史学者や法制史学者が明らかにしているが、具体的プロセスが十分に解明されているとはいえない。ごくわずかではあるが、文芸作品でテーマ化された記述を考慮に入れると、従来は歴史資料のみにもとづいて形成されていた当時の状況のイメージを今まで以上に正確に描き出すことができると思われる。

- 
- 4 「助言と助力」は基本的に「宮廷への参行と軍役」を意味した。家臣の義務一般については以下を参照。Vgl. *Mitteis* (→註3), S. 464-625; *François Louis Ganshof*, Was ist das Lehnswesen? 6., erweiterte deutsche Auflage. Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft 1983, S. 86-98. (F. L. ガンスホーフ (著)・森岡敬一郎 (訳)『封建制度』東京：慶應通信 1971年、111-125頁); *Bernhard Diestelkamp*, Das Lehnrecht der Grafschaft Katzenelnbogen (13. Jahrhundert bis 1479). Aalen: Scientia 1969, S. 144-158; *Karl-Heinz Spieß*, Lehnrecht, Lehnspolitik und Lehnverwaltung der Pfalzgrafen bei Rhein im Spätmittelalter. Wiesbaden: Steiner 1978, S. 85-111; *Hans K. Schulze*, Grundstrukturen der Verfassung im Mittelalter. Bd. I: Stammesverband, Gefolgschaft, Lehnswesen, Grundherrschaft. 3., überarbeitete Auflage. Stuttgart/Berlin/Köln: Kohlhammer 1995, S. 76f. (ハンス・K. シュルツェ (著)・千葉徳夫/浅野啓子/五十嵐修/小倉欣一/佐久間弘展 (訳)『西欧中世史事典』東京：ミネルヴァ書房 1997年、58-60頁)。
- 5 関連する研究の一部として、*Timothy Reuter*, Unruhestiftung, Fehde, Rebellion, Widerstand: Gewalt und Frieden in der Politik der Salierzeit. In: *Die Salier und das Reich*. Bd. 3. Gesellschaftlicher und ideengeschichtlicher Wandel im Reich der Salier. Hrsg. von Stefan Weinfurter. Sigmaringen: Thorbecke 1992, S. 297-325; *Gerd Althoff*, Genugtuung (satisfactio). Zur Eigenart gütlicher Konfliktbeilegung im Mittelalter. In: *Modernes Mittelalter. Neue Bilder einer populären Epoche*. Hrsg. von Joachim Heinze. Frankfurt a. M./Leipzig: Insel 1994, S. 247-265; *ders.*, Spielregeln der Politik im Mittelalter. Kommunikation in Frieden und Fehde. Darmstadt: Primus 1997; *Hermann Kamp*, Vermittler in den Konflikten des hohen Mittelalters. In: *La giustizia nell'alto medioevo*. A cura di Centro italiano di studi sull'alto medioevo. Spoleto: Presso la sede del centro 1997, S. 675-714; *Steffen Krieb*, Vermitteln und Versöhnen. Konfliktregelung im deutschen Thronstreit 1198-1208. Köln/Weimar/Wien: Böhlau 2000 (Norm und Struktur 13); *Hermann Kamp*, Friedensstifter und Vermittler im Mittelalter. Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft 2001; *Gerd Althoff*, Die Macht der Rituale. Symbolik und Herrschaft im Mittelalter. Darmstadt: Primus 2003; *ders.*, Inszenierte Herrschaft. Geschichtsschreibung und politisches Handeln im Mittelalter. Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft 2003などを参照。なお近年盛んになりつつあるコンフリクト研究の動向を *Steffen Patzold*, Konflikte als Thema in der modernen Mediävistik. In: *Hans-Werner Goetz*, Moderne Mediävistik. Stand und Perspektiven der Mittelalterforschung. Darmstadt: Primus 1999, S. 198-205 および服部良久「中世ヨーロッパにおける紛争と紛争解決——儀礼・コミュニケーション・国制——」(『史学雑誌』113-3号 2004年、60-82頁)が詳細に報告している。またこれらの他、歴史学研究会(編)『紛争と訴訟の文化史』東京：青木書店 2000年(シリーズ歴史学の現在 2); 山内進/加藤博/新田一郎(編)『暴力・比較文明的考察』東京：東京大学出版会 2005年などがある。

## 1. 史料としての文芸作品

文芸作品を考察の対象としてその記述から社会的な背景を推理しようとするなら、描かれた事象は歴史の（ここでは13世紀の）現実をどれだけ反映しているのか、事実と虚構の区別は可能か、またそれらを如何にして区別するか、いかなる条件ならば文芸作品を史料として用いるか、という問題を考えなければならない。ヨアヒム・ブムケ (Joachim Bumke) は1986年、中高ドイツ語の文芸作品がもつ歴史性に注意を向け、これを史料として引用する考え方を支持した<sup>6</sup>。ブムケは「フィクションとして構成された文芸の表現から文芸ならざる現実像を直接引き出すことには、方法論上、根本的な懸念が存するので、これは許されないことだ」と留保したうえで、ラテン語史料に依拠する歴史学者の研究で12, 13世紀の宮廷文化が盲点となっているのは、そうした史料が成立した背景について、史料自身が何も伝えていないからだと指摘する。こうした「すき間」をうめるため、ブムケは文芸作品を用いることを提案する。「文芸作品が直接関係する現実とは『もの』や『事実』といった次元においてではなく、当時の人びとの抱いたイメージ、期待、希望という意味での現実であり、社会意識と文化的規範といった意味での現実なのである。」<sup>8</sup> ブムケは、文芸作品の利用にともなうリスクは負わなければならないものの、考察の際に方法論上の諸問題をともに考慮すれば<sup>9</sup>、有用な情報源を放棄する必要はまったくないとの立場を擁護する。現実には即した表現を文芸的脚色からいかにして濾過するかという問題があるが、これはそのつど克服しなければならないし、考察の方法も研究の目的や性格次第であることは明らかである。ブムケの見解は現在の中世文学研究者の考え方を代表するものとみなしてよいが、文芸作品の事実性と史料としての利用可能性を依然として根本から疑う歴史学者たちからは批判されている。彼らの多くは事実と虚構の区別を不可能と考えているからである<sup>10</sup>。両者の見解が一致する見通しは立っていない。しかしブムケの、文芸作品の記述は古文書などの歴史資料からは得られないさまざまな情報への糸口を開くという論拠はきわめて重要である。そこで小稿では、13世紀の文芸作品には当時の人々の生活の実態や考え方、ものごととのとらえ方が幾重にも反映されているという前提に立ち、当時の社会構造の重要な基盤のひとつである封建的主従関係がテーマ化されている部分を作品から抽出し、さらにこれがどこ

6 Joachim Bumke, *Höfische Kultur. Literatur und Gesellschaft im hohen Mittelalter*. München: Deutscher Taschenbuchverlag 1986, S. 17-26. (ヨアヒム・ブムケ(著)・平尾浩三/和泉雅人/相澤隆/斎藤太郎/三瓶慎一/一條麻美子(訳)『中世の騎士文化』東京:白水社1995年、13-35頁).

7 *Ibid.*, S. 20. (上記平尾他訳23頁).

8 *Ibid.*, S. 24f. (同27頁).

9 *Ibid.*, S. 20f. (同24頁).

10 Hans-Werner Goetz, Rezension zu Bumke (→註6). In: *Beiträge zur Geschichte der deutschen Sprache und Literatur*. Bd. 111 (1989), S. 115-123; Wilhelm Störmer, Rezension zu Bumke (→註6). In: *Zeitschrift für deutsche Philologie*. Bd. 108 (1989), S. 438-442.

まで事実の反映とみなしうるかを対応する記録文書によって検証してみたい<sup>11</sup>。

## 2. 二重の主従関係

文芸作品で忠誠心がポジティブな価値を与えられる一方、登場人物が「去就の自由」<sup>12</sup>を行使して（紛争の当事者である一方の主君にとっての）敵方に従軍し、しかもどうやら後難をさほど恐れることなく復帰している現象は、今日の価値観に照らすと明らかな矛盾であるが<sup>13</sup>、この問題に関する議論は、当時の実社会で紛争時に二人ないし複数の主君のうちの一人に与する決断を容易ならしめた法制度、すなわち「二重（ないし複数）封臣制」（Doppel- und Mehrfachvasallität）を出発点とすべきであろう<sup>14</sup>。

この制度のドイツ語圏における展開については歴史学者と法制史学者による通説が定着しており、その萌芽はすでにカロリング朝後期に認められている。ハインリヒ・ミッタイス（Heinrich Mitteis）によると、家臣は、国王やその他の主君に対するみずからの立場を有利にすべく、忠誠と相互義務の観念が生む可能性を利用して複数の主従関係を結んだ。それは結果的に、競合する複数の主君に対して中立を守ることで、いわば漁夫の利をしめることにもなった<sup>15</sup>。フランソワ・ルイ・ガンスホーフ（François Louis Ganshof）はさらなるモチーフを挙げる。「自分自身のために、また彼らの子供のために恩貸地を保持しようとの『家士』たちの欲求が、『恩貸地』の世襲制の恒久化をかり得んがため、幾多の努力が『家士』によって行なわれて、遂には成功をもって飾られた所以を説明するものであるが、できるだけ多数の『恩貸地』を得たいという欲求が多数の家士契約を容認せしめようとする『家士』の諸努力を説明するものである。』<sup>16</sup> こうした努力の成果は、12世紀に20人の主君を数えたファルケンシュタイン伯ズィボト（Graf Siboto von Falkenstein）の例で読みとれる<sup>17</sup>。さらに歴史学者ベルンハルト・ディーステルカ

11 Vgl. auch *Gerd Althoff*, Spielen die Dichter mit den Spielregeln der Gesellschaft? In: *Mittelalterliche Literatur und Kunst im Spannungsfeld zwischen Hof und Kloster*. Hrsg. von Nigel F. Palmer/Hans-Jochen Schiewer. Tübingen: Niemeyer 1999. S. 53-71.

12 この表現は佐藤進一『南北朝の動乱』東京：中央公論新社 2005年（日本の歴史9 [初版 1965年]・中公文庫 1238）、196頁以下から借用させていただいた。

13 例えば英雄叙事詩の一ジャンルである「ディートリヒの歴史叙事詩」の諸作品に関連する例があり、*Werner Hoffmann*, *Treubruchige und Verräter in der mittelhochdeutschen Heldendichtung*. In: *Literaturwissenschaftliches Jahrbuch*. Bd. 46 (2005), S. 11-38 が詳細な分析をおこなっている。

14 *Mitteis* (→註 3), S. 102-106, 310-316, 556-590; *Ganshof* (→註 4), S. 51f., 107-111; *Diestelkamp* (→註 4), S. 146f.; *Karl-Friedrich Krieger*, *Die Lehnshoheit der deutschen Könige im Spätmittelalter* (ca. 1200-1437). Aalen: Scientia 1979, S. 391-399; *Schulze* (→註 4), S. 80f. (千葉他訳 62-63頁); *Matthias Bachmann*, *Lehenhöfe von Grafen und Herren im ausgehenden Mittelalter. Das Beispiel Rieneck, Wertheim und Castell*. Köln/Weimar/Wien: Böhlau 2000 (Dissertationen zur mittelalterlichen Geschichte 9), S. 167-175.

15 *Mitteis* (→註 3), S. 310.

16 *Ganshof* (→註 4), S. 51. (森岡訳 69頁).

17 *Codex Falkensteinensis. Rechtsaufzeichnungen der Grafen von Falkenstein*. Bearb. von Elisabeth Noichl. München: Beck 1974, S. 4-7. これについては服部良久「コーデクス・ファルケンシュタインシスについて——

ンプ (Bernhard Diestelkamp) は、いかなる封建主君といえども、その家臣に対して、騎士身分に適う生活と貴族としての権力を維持するに足る十分な経済的基盤を提供することはできなかったという論拠を加えている<sup>18</sup>。

このシステムは中世盛期に大きな広まりをみた。元来は一人の主君しかもたなかったミニステリアーレですら、他の主君からレーエンを受領する権利を得るようになった<sup>19</sup>。しかしこれにより、家臣としての義務を果たす場合に忠誠心が分裂する危険も高まることとなった。ドイツ語圏で初めて書かれた法律書『ザクセンシュピーゲル』 (>Sachsenspiegel<, 1220-35) には複数の主君の一人を決めなければならないという規定はないが、帝国の軍役に応ずるよう複数の主君から求められた場合に生じうる義務の衝突については記述がある。しかしここに含意された「忠誠の概念」は、主君が家臣の全人格を要求したりするような包括的なものとはとてもいえない<sup>20</sup>。

*Of de man hevet twene herren oder mer de eme des rikes denest alle bedet mit ordelen, de it eme to erst gebot, mit deme scal he varen, unde den anderen alle heresture geven, den tegeden scillink oder punt de he jarlekes van eme hevet.*

家臣が主君を二人またはそれよりも多くもち、それらの者 (=主君たち) がすべて彼 (=家臣) にライヒ (へ) の勤務 (=軍役) を命ずる (ないし、命じた) 場合、彼 (=家臣) は彼 (=家臣) にそれ (=ライヒ (へ) の勤務) を最初に命じたもの (=主君) とともに出征し、そしてそれ以外の者 (=主君) すべてには軍役税を支払わなくてはならない、(すなわち) 彼 (=家臣) が彼 (=主君) から受領している (レーンから) 毎年 (上がる収益の) 10分の1のシリングまたはポンドを。(『ザクセンシュピーゲル』レーン法<sup>21</sup> § 46, 2) ガンスホーフによると、複数の主君に対する忠誠義務が矛盾に陥った場合には、いくつかの解決可能性があった。家臣は最初の主君の要請を最優先するか、あるいは主従関係を結ぶたびに古い関係を損なわないよう条件づけることができた<sup>22</sup>。しかしもっともふつうにとられた解決策はやはり実利を追うもので、物的利害と奉仕の程度は相関関係にあった。すなわちもっとも

中世盛期バイエルンにおける世俗領主と文書——」(河音能平(編)『中世文書論の視座』東京：東京堂出版1996年、298-324頁)を参照。

18 *Diestelkamp* (→註4), S. 146.

19 *Schulze* (→註4), S. 84. (千葉他訳66頁). イングランドやフランスと違い、ドイツの国王は「優先オマージュ関係」(Ligesse)の制度を導入して家臣に無制限の誠実奉仕を義務づけることができなかった。Vgl. *Walther Kienast*, Untertaneneid und Treuvorbehalt in Frankreich und England. Studien zur vergleichenden Verfassungsgeschichte des Mittelalters. Weimar: Hermann Böhlau Nachfolger 1952.

20 *Mitteis* (→註3), S. 311.

21 *Sachsenspiegel, Lehnrecht*. Hrsg. von Karl August Strecker. Durchgesehene Ausgabe 1973. Nachdruck Hannover: Hahnsche Buchhandlung 1989. (石川武(訳)「ザクセンシュピーゲル・レーン法邦訳(9)——アウクトル・ヴェートスとの比較・対照をも兼ねて——」『北大法学論集』53-2 (2002), 296-340頁。該当箇所は304-305頁)。

22 *Ganshof* (→註4), S. 108f. (森岡訳136-138頁)。

大きな封土を与えてくれた人物が最上位の主君とみなされ、したがってこの人物に対する忠誠義務が一番重要だったのである。

一人の家臣がもつ複数の封建主君どうしが戦争やフェーデをした場合、状況はさらに複雑になったにちがいない<sup>23</sup>。ドイツ語圏の場合、家臣が主君の私闘に加わる義務の例は法律書に残されていないので、ミッターは、主君のフェーデに加勢するかどうかは主従間の個人的な取り決め次第だったろうと想定している<sup>24</sup>。そのような取り決めがあったとすると、複数の主君をかけたもちする家臣にとり、軍役義務の矛盾はもはや避けられない。しかし家臣の義務は私闘の場合も、帝国勤務の軍役 (Reichsheerfahrt) の場合と同じメカニズムにのっっていたと考えてよからう。

家臣の立場からみて解決の可能性はいくつかあった。中立を守り、対立するどちらの陣営にも加担しないことで紛争に関わらず、同時に「何もしない」<sup>25</sup> という意味において双方に危害も加えないという手段がまずあった。中立を守るもう一つの可能性は、対立する双方を支援すること、すなわち一方には身をもって、他方には金銭ないしは分担兵力によって奉仕することだった<sup>26</sup>。フランスからではあるが、同じ主君をもつ騎士たちがふた手に分かれて戦った例が知られている<sup>27</sup>。この主君はその上に立つ主君たちのうちのひとりに与することができた。これはふつう他の主君との軋轢を引き起こすことにはなかったが、だからといってその主従関係は必ずしも破局を迎えるわけではなかった。

ディーステルキャンプはこれらの行動パターンの蓋然性が一様だったとは考えない。むしろ、誓いを立てた義務と受けた封土の大きさは密接な関係にあるとして、複数の主君に仕える家臣

23 *Schulze* (→註 4), S. 80. (千葉他訳 62-63 頁). 戦争とフェーデについては以下を参照。Vgl. *Otto Brunner, Land und Herrschaft. Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichte Österreichs im Mittelalter*. 5. Auflage. Wien: Rohrer 1965; *Werner Rösener* (Hrsg.), *Staat und Krieg. Vom Mittelalter bis zur Moderne*. Göttingen: Vandenhoeck 2000.

24 *Mitteis* (→註 3), S. 601.

25 誠実義務の内容を精密に表現したフルベール・ド・シャルトル (Fulbert de Chartres) による最古の表現 (11 世紀初め) によると、「誠実義務とは何よりも (悪いことを) 何もしない」ことだった。Vgl. *The Letters and Poems of Fulbert of Chartres*. Edited and translated by Frederick Behrends. Oxford: Oxford University Press 1976, S. 90-93. Dazu vgl. *Mitteis* (→註 3), S. 312-314, 531f.; *Ganshof* (→註 4), S. 86-89. (森岡訳 111-116 頁). ミッターは「二重封臣制は中立 (を守るため) の政治形式となった」と述べている。Vgl. *Mitteis* (→註 3), S. 310f.

26 *Mitteis* (→註 3), S. 584. Vgl. auch *Diestelkamp* (→註 4), S. 149.

27 *Kienast* (→註 19), S. 101. キーナストがこうした義務の相克について「今日の我々には不合理に思えるが、当時の社会で、戦争の遂行を妨げたり麻痺させたりしたにもかかわらずこれがポジティブにとらえられたのは、現代の戦争とは異なって敵の殲滅が目標ではなく、法を別な形で実現し、あわせて利得の獲得が念頭にあったからである」(ibid., S. 101) とコメントしているのは一面での得ている。Vgl. auch *Brunner* (→註 23), S. 78. しかし主君の側から見ると、家臣たちの戦略が一連の危険をはらむものだったことも考えなければならない。封臣 (ないしはさらにその封臣) が本当に自分のために戦うのか、あるいは分裂は見せかけだけで実は敵の姿をした味方と陰謀を企てているのか、確実なことはわからなかったからである。佐藤 (→註 12)、207 頁参照。



は中立では（ひょっとするとディーステルカンプ自身が焦点を当てているように「もはや」<sup>28</sup>）ありえず、対立する一方の側に参戦し、他方には誓いと封土を放棄しなければならなかったと主張する。「複数の主従関係がもたらす問題を解決しなければならないことがいかにふつうのことであったかは、和解文書に繰り返してあらわれる規定から難なく証明できる。それらによれば、私闘によって放棄された封土や城砦も、一年以内に請求があれば再授封されるべきだとある。」<sup>29</sup>

ディーステルカンプがその見解の拠り所とする例は、14世紀後半から15世紀にいたるドイツの限られた地域のものであるが<sup>30</sup>、その論拠は確かである。

### 3. 二重の主従関係による義務の相克 —— その具体例

事実、13世紀中期のオーストリアおよびボヘミア・モラヴィアには、主君どうしが戦争状態に陥った場合、家臣にとっては与えられた封土の大きさが決断のもっとも重要な基準になるというディーステルカンプの解釈<sup>31</sup>を裏づけると思われる史的事例がある。その家臣とはズィークフリート (Siegfried) とカードルト (Kadold) という二人の兄弟で、彼らの名前は記録文書に記載されているのみならず、ヤンス・エニケル (Jans Enikel) の『君公の書』 (>Fürstenbuch) でも言及されている。

#### 3. 1. 古文書における「孤児」(‘Waisen’)

アンナ・M・ドラベク (Anna M. Drabek)<sup>32</sup>の研究によると、この兄弟の一族は代々の惣領がつねに *Sigifrid*, *Sigifridus* という名を冠し、1090年代以降の古文書ではしばしば *Weiso*, *Orphanus*, *orfanus* 等、いずれも「孤児」を意味する綽名が添えられている<sup>33</sup>。この一族はオーストリアを支配するパーベンベルク大公の家人衆に属していたが、13世紀に入るとボヘミアの国王ヴェンツェル1世 (Wenzel I. 1205-53) から封土を得てモラヴィアに広大な支配域を形成するようになった<sup>34</sup>。これによりズィークフリート3世(1194年から1237年12月4日以前まで

28 *Diestelkamp* (→註4), S. 146.

29 *Ibd.*, S.147.

30 レーエン制の実態は地域によって大きく異なる (Vgl. *Spieß* (→註4), S. 260)。したがって誠実義務違反やその処分にも違いがあり、今日に残る史料からはまだ明らかな全体像を描くことができない。

31 *Diestelkamp* (→註4), S. 147.

32 *Anna M. Drabek*, Die Waisen. Eine niederösterreichisch-mährische Adelsfamilie unter Babenbergern und Přemysliden. In: *Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung*. Bd. 74 (1966). S. 292-332, hier S. 293.

33 最古の例は1094-1108年に記録されている: *Sigifrid* bei: *Die Traditionsbücher des Benediktinerstiftes Göttingen*. Bearb. von Adalbert Fuchs. Wien/Leipzig: Holder-Pichler-Tempsky 1931, S. 172; 2番目に古い例は1122-25年のものである: *Sigifridus cognomine Weiso*: *ibid.*, S. 314.

34 モラヴィアの文書で「孤児」が言及された最古の例 (儀式の証人として *Orfanus et frater eius milites*) は1222年8月12日以降に発行された文書にある: *Codex diplomaticus et epistolaris regni Bohemiae*. Tom. II.

記録がある<sup>35</sup>は二人の封建主君をもつこととなり<sup>36</sup>、一族の所領はオーストリア(厳密には今日のニーダーエスタライヒ Niederösterreich) からモラヴィア南部 (Südmähren) へと比重が移っていった<sup>37</sup>。ズィークフリート 3 世の息子であるズィークフリート 4 世とカドルト 2 世は 1240 年代以降、ほとんど例外なくボヘミア王の周辺から発給された文書に証人としてその名が登場する。例えば 1243 年 1 月には「孤児ズィフリドゥスとカドルドゥス」(*Sifridus et Cadoldus Orphani*)<sup>38</sup> というように。

しかし彼らはオーストリア大公側の古文書にも 2 度登場する。最初の例、すなわち「孤児と称されるカドルドゥスとズィフリドゥス兄弟」(*Chadoldvs Sivridvs fratres dicti Baisen*) という表現のある 1238 年 6 月 1 日の文書は、後代(おそらく 1262 年の)偽文書と考えられるが<sup>39</sup>、第二の例、すなわち「孤児ズィフリドゥス」(*Sifridus Waiso*) という表現が大公フリードリヒ 2 世 (Friedrich II. der Streitbare 1219[?]-46) の名で 1246 年 6 月 9 日に発給された贈与文書に出た政治的背景はほぼ明らかである<sup>40</sup>。オーストリアとボヘミアの緊張が高まった時、ズィークフリート 4 世とカドルト 2 世はボヘミア王ヴェンツェル 1 世に与する決断をしたが、1246 年 1 月 26 日のラー (Laa) 近郊の戦闘でボヘミア側が敗北すると<sup>41</sup>、彼らは改めてバーベンベルク家に勤仕しなければならなくなった。しかし 1246 年 6 月 15 日にフリードリヒがハンガリー王ベラ 4 世 (Béla IV. 1206-70) と戦ったライタ (Leitha) 河畔の合戦で戦死した後、彼らはヴェンツェル 1 世の位を継いだオトカル 2 世 (Ottokar II. Přemysl 1232/33[?]-78) のもとで「君公に奉仕する家人身分としてはまさに模範的な」<sup>42</sup> 栄達を遂げることとなった<sup>43</sup>。

Ed. Gustav Friedrich. Prag: Comitia Regni Bohemiae 1912, S. 227. Vgl. auch *Drabek* (→註 32), S. 303f.

35 *Ibd.*, S. 303.

36 *Ibd.*, S. 327; *Ursula Liebertz-Grün*, *Das andere Mittelalter. Erzählte Geschichte und Geschichtserkenntnis um 1300. Studien zu Ottokar von Steiermark*, Jans Enikel, Seifried Helbling. München: Fink 1984, S. 84.

37 *Drabek* (→註 32), S. 304-310. そのいくつかの証例を次註の史料から読み取ることができる。

38 *Codex diplomaticus et epistolaris regni Bohemiae*. Tom. IV-1. Ed. Jindřich Šebánek/Sáša Dušková. Prag: Academia Scientiarum Bohemoslovenica 1962, S. 84. Andere Belege: 1243 (*ibd.*, S. 117); 1244 (*ibd.*, S. 141f.); Juli 1245 (*ibd.*, S. 160); 14. Januar 1249 (*ibd.*, S. 259); 7. Februar 1249 (*ibd.*, S. 261); 11. August 1249 (*ibd.*, S. 277); 17. November 1249 (*ibd.*, S. 286); 13. Dezember 1249 (*ibd.*, S. 287); 3. Februar 1250 (*ibd.*, S. 330); 26. Januar 1251 (*ibd.*, S. 365); 12. Dezember 1251 (*ibd.*, S. 392); 27. September 1253 (*ibd.*, S. 589).

39 *Die Siegelurkunden der Babenberger und ihrer Nachkommen von 1216 bis 1279*. Vorbereitet von Oskar Mitis, bearb. von Heinrich Fichtenau/Erich Zöllner. Wien: Adolf Holzhausens Nachfolger 1955, S. 171-173. Vgl. *Drabek* (→註 32), S. 309.

40 *Die Siegelurkunden der Babenberger und ihrer Nachkommen von 1216 bis 1279* (→註 39), S. 305f.

41 *Drabek* (→註 32), S. 310.

42 *Ibd.*, S. 327.

43 なおこの時期のオーストリア・ボヘミアおよびその周辺地域の政治情勢に関しては服部良久『ドイツ中世の領邦と貴族』(東京:創文社 1998 年)が詳しい。

## 3. 2. 文芸作品における「孤児」(‘Waisen’)

ふたりの「孤児」は、ヤンス・エニーケルの手で1284年以降に成立したとされる『君公の書』によると、ラーの合戦で敗北した際、オーストリア大公フリードリヒ2世によりあやうく処刑される場所だった<sup>44</sup>。『君公の書』では「孤児」の二重封臣関係が明確にテーマ化されているわけではないが、二人の兄弟に対する大公フリードリヒの怒りを見ると、兄弟がかつての誓いを破り、これで主従関係も解消してしまったことは疑いようがない。しかし彼らが関係解消を大公に前もって「公的に」宣言していたか<sup>45</sup>、あるいはボヘミア王に味方することでいわば既成事実化したどうかはもはやわからない。

*‘für si balde hin von mir / und heiz si enthaupten schier!’ / [...] ‘iuwern untriuw was niht  
glich, / ir gestuont mir nie mit triuwen bi.*

「やつらをすぐに私の目の前から連れ去れ、そして首を刎ねろ！」(…)「お前たちの不忠に如くものはない。私には一度も戦いで忠誠を尽くさなかったからな。

(『君公の書』 v. 3963f., 3972f.)

家臣による主従関係の解消を大公が誠実義務違反 (Felonie)<sup>46</sup> ととらえていたことを示すのが、大公自身の発した「不忠」(untriu) という言辞である。

ボヘミア王側に参戦することは大公フリードリヒへの誠実義務に対する違反であるが、「孤児」の反応に罪の意識が希薄なことには注目してよい。

*‘wie hab wir disen ungemach / verdienet und ouch disen tô? / war umb schul wir liden  
nôt? / nû hab wir doch niht getân, / dar umb wirz leben schullen lân.’*

44 Jans Enikel, *Fürstenbuch*. In: *Jansen Enikels Werke*. Hrsg. von Philipp Strauch. Hannover: Hahnsche Buchhandlung 1891-1900. Nachdruck München: Monumenta Germaniae Historica 1980. S. 597-679, v. 3959-4194. Vgl. *Liebertz-Grün* (→註 36), S. 83f.; *Fritz Peter Knapp*, *Die Literatur des Spätmittelalters in den Ländern Österreich, Steiermark, Kärnten, Salzburg und Tirol*. I. Halbband. Die Literatur in der Zeit der frühen Habsburger bis zum Tod Albrechts II. 1358. Graz: Akademische Druck- und Verlagsanstalt 1999, S. 251.

45 主従関係の破棄は当事者が直接面と向かって行われなければならなかった。Vgl. *Sachsenspiegel, Lehnrecht* (→註 21), § 76, 5.

46 誠実義務違反とは「封建家臣が主君に対する誠実義務を破って積極的封建義務(すなわち助言と軍役)を実行しないこと」である(*Schulze* (→註 4), S. 77: 千葉他訳 60 頁)。主君の好意をひとたび失った家臣は、もはや主君の目の前に現われてはならなかった(vgl. *Gerd Althoff*, *Huld. Überlegungen zu einem Zentralbegriff der mittelalterlichen Herrschaftsordnung*. In: *ders.*, *Spielregeln der Politik im Mittelalter* (→註 5), S. 199-228, hier S. 206-210)。大公フリードリヒが二人の「孤児」をただちに遠ざけて処刑するよう要求したのはそのためである(*Fürstenbuch* (→註 44), v. 3963f.)。〔好意〕の概念については以下を参照。*Bernhard Diestelkamp*, Artikel ‘Huld’ und ‘Huldeverlust’. In: *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*. Bd. 2. Hrsg. von Adalbert Erler/Ekkehard Kaufmann. Berlin: Schmidt 1978, Sp. 256-262.) 同様の例は『アルプハルトの死』にも見られる。Vgl. *Alpharts Tod*. Hrsg. von Uwe Zimmer. Göppingen: Kümmerle. 1972, Str. 320, 404-411. これについては寺田龍男『『ケルン教会家人法』と『アルプハルトの死』』北海道大学文学部『独語独文学研究年報』28号2001年、1-14頁も参照されたい。

「こんな目に遭い殺されるとは何たることですか。なぜこんな苦しみを味わわれるのですか。命を捨てさせられるようなことは何もしておりませぬ。」（『君公の書』 v. 3966-70）

『君公の書』にはこの二人の兄弟が結局処刑されずにすむ経緯も記されているが、それが史実に対応するかどうかはもはや確認できない。しかし紛争が生じた場合にこれを解決する当時の慣習的手法に対する作者の眼差しは信頼に値すると考えてよい。戦いの最後でズィークフリートとカードルトは大公フリードリヒの家臣であるヴェルンハルトとハインリヒ・プロイセル（Wernhard und Heinrich Preußel）兄弟から一騎討ちを要求され<sup>47</sup>、ともに打ち負かされてしまう。しかし二人とも恩赦を与えられる。それは相手となったプロイセル兄弟が「孤児」たちに肩入れをし<sup>48</sup>、両者も大公に再び忠誠を誓ったからである。

*wir weln iu getriuwlichen / dienen als von rehte / sam iuwer eigen knechte / und iuwer eigen ritter.*

私たちは殿にこれから当然のこととして、殿ご自身の侍従や騎士のように忠実にご奉仕いたします。（『君公の書』 v. 4182-85）

こうしてズィークフリートとカードルトは、隷属関係を意味する「侍従としての奉仕」<sup>49</sup>を約束する。しかし実際にはこのような関係はそもそも存在していない。なぜならこの時点で兄弟の所領の重点はもはやオーストリアにはなく、したがって彼らは自らを第一にボヘミア王の家人と理解していたと考えられるからである。フリードリヒの怒りに対する一見的是はずれな反応にはこうした背景があったのである。オーストリア大公への義務感がさほどはっきりした形をとっていなかったらしいことは、兄弟の一人が大公の許に戻ると約束する場面でも読み取れる。

47 史料に豊富な記述のあるこの兄弟については以下の文献を参照されたい。*Max Weltin*, Landesherr und Landherren zur Herrschaft Ottokars II. Přemysl in Österreich. In: *Max Weltin/Andreas Kusternig* (Hrsg.), *Ottokar-Forschungen*. Wien: Verein für Landeskunde von Niederösterreich und Wien 1979. S. 159-225, hier S. 162-164; *Otto Brunner*, Das Wiener Bürgertum in Jans Enikels Fürstenbuch. In: *ders.*, *Neue Wege der Verfassungs- und Sozialgeschichte*. 3., unveränderte Auflage. Göttingen: Vandenhoeck 1980. S. 242-265, hier S. 248f.; *Hans-Joachim Behr*, *Literatur als Machtlegitimation. Studien zur Funktion der deutschsprachigen Dichtung am böhmischen Königshof im 13. Jahrhundert*. München: Fink 1989, S. 93f. プロイセル兄弟は他の文芸作品でもしばしばテーマ化ないし言及されている。Ulrich von Liechtenstein, *Frauendienst*. Hrsg. von Franz Viktor Spechtler. Göttingen: Kümmerle 1987, Str. 1470-73, 1577, 1583, 1587, 1592-94; *Seifried Helbling*. Hrsg. und erklärt von Joseph Seemüller. Halle: Verlag der Buchhandlung des Waisenhauses 1886, XV v. 337-359. (平尾浩三 (訳) 『ザイフリート・ヘルプリング』東京: 郁文堂 1990 年、139-140 頁); Anhang II zur *Weltchronik*. In: *Jansen Enikels Werke* (→註 44), S. 577-596, v. 1308-1484; *Meister Sigeher*. Hrsg. von Heinrich Peter Brodt. Breslau: Marcus 1913. Nachdruck Hildesheim/New York: Olms 1977, Spruch 9; Ottokar von Steiermark, *Österreichische Reimchronik*. Hrsg. von Joseph Seemüller. Hannover: Hahnsche Buchhandlung 1890-93. Nachdruck München: Monumenta Germaniae Historica 1980, v. 1327-35, 7199-7258, 7417-24.

48 *Fürstenbuch* (→註 44), v. 4039-4194. Vgl. *Althoff*, Huld (→註 46), S. 207f.: 「(しかし) 主君の好意を失った者に味方する親族友人が多数いてこれを強力に支援することもしばしばあった。そのため孤立させようとする主君の意図が実現しないこともあった。(…) ここにおいて、中世のいかなる紛争においても特別な意味を与えられていた仲介者の、いわば制度化した役割が理解されるのである」。

49 *Schulze* (→註 4), S. 57. (千葉他訳 43 頁)。

*dō sprach der Weise: 'herre mîn, / mac ez in iuwern hulden sîn, / wir wellen iu eigentlich / dienen gern in Österrich.'*

すると孤児は言った。「殿、もし殿のご好意にかなうならば、私たちはすすんで下僕のようにオーストリアでご奉仕いたしましょう。」 (『君公の書』 v. 3981-84)

フリードリヒは結局この申し出を受け入れ、ズィークフリートとカードルトにふたたび好意 (Huld) を与える。これにより、フリードリヒ自身も家臣への忠誠心の要求をかならずしも自明のこととはとらえていなかったという推測が成り立つ。なぜなら、大公は兄弟の封建主君の一人ではあっても、最大の封土 (Benefizium) を授与した人物ではなかったからである。はたして、誓いを新たにしたにもかかわらず、二人の「孤児」とオーストリアの政治的結びつきはわずか半年足らずののち、大公フリードリヒの戦死とともに終局を迎え<sup>50</sup>、その後の二人は記録の上でもふたたび一貫してオトカル2世の周辺で現われ続ける<sup>51</sup>。オトカルはオーストリアの主権者不在時代 (1246-51) の混乱を最終的に勝ち抜いて1251年に大公位を獲得し、さらにかつて敵対したフリードリヒの長姉で自身よりはるかに年長のマルガレーテ (Margarete 1204/05[?] 1210/11[?]-1266/67[?]) と結婚することで、かつてバーベンベルク家の支配下にあった地域への影響も強めてゆく<sup>52</sup>。

二人の「孤児」のその後の運命については、『君公の書』ではもはやふれられていない。実際にはオトカル2世支配下のボヘミアとオーストリアでひきつづき重要な役割を演じてゆくが<sup>53</sup>、カードルト2世は1260年6月26日、ハンガリーとの戦いで戦死し、その後まもなくズィークフリート4世もオトカル2世の好意を失ってしまう<sup>54</sup>。このように浮き沈みのある人生だったが、ズィークフリート4世とカードルト2世は当時の人々の印象に残る人物だったらしい。彼らは『君公の書』だけでなくウルリヒ・フォン・リーヒテンシュタイン (Ulrich von Liechtenstein) の『婦人奉仕』 (>Frauendienst<) や『ザイフリート・ヘルブリング』 (>Seifried Helbling<) でも称えられている<sup>55</sup>。

50 *Drabek* (→註 32), S. 310. Vgl. *Karl Lechner*, *Die Babenberger. Markgrafen und Herzoge von Österreich 976-1246*. Wien/Köln/Graz: Hermann Böhlau Nachfolger 1976. Textlich unveränderte Wiedergabe der 3., durchgesehenen Auflage. Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft 1985, S. 296.

51 関連史料は註 38 および *Drabek* (→註 32), S. 310, 315-318 を参照。カードルト2世がラー (Laa) 周辺にある父親の所領を相続した時点で、オーストリアはすでにオトカル2世の強い影響下にあった。Vgl. *Drabek* (→註 32), S. 321.

52 しかし1261年オトカルは離婚して同じ年のうちにハンガリー王ベラ4世の孫クーニグンデ (Kunigunde 1246-85) と結婚した。これによりオトカルはシュタイアーマルクの大公位も獲得した。

53 たとえばズィークフリートとカードルトは1249年11月17日付けの文書に、当時まだモラヴィア辺境伯 (Markgraf) だったオトカル側の証人として名前が出る。Vgl. *Codex diplomaticus et epistolaris regni Bohemiae*. Tom. IV-1 (→註 38), S. 285f. その他の例も註 38 を参照されたい。なお *Drabek* (→註 32), S. 310, 315-319 も参照。

54 Vgl. *Annales Otakariani*. In: *Chronica et annales aevi Salici*. Ed. Georg Heinrich Pertz. Stuttgart: Hiersemann 1983. S. 181-194, hier S. 183f.; *Drabek* (→註 32), S. 317-319.

#### 4. まとめと展望

残された古文書との比較から、『君公の書』の記述がその核心において事実に基づくことは明らかである。けれども個々の具体的な出来事の記述には虚構の可能性があり、ことにやはり留意しなければならない。ヤンス・エニーケルの場合も他の年代記者と同じで、「一貫して自由な創作をした」とみなさなければならないからである<sup>56</sup>。たとえ出典が明らかな場合でもそうである<sup>57</sup>。だからたとえば、「孤児」たちとヴェルンハルトおよびハインリヒ・プロイセルの間で本当に2度の一騎打ちが行なわれたのかはもはや確かめることができない。描写のドラマティックな展開は、却って事実性に疑いの目を向けさせることにもなる<sup>58</sup>。しかし当時の現実制度を、上記のブムケのいう意味において直接垣間見していると推論するのは無理のないことである。ヤンス・エニーケルがこのケースの描写を事実に基づいたかどうかはともかく、当時の人々がありうると感じ、また納得できるような筋立てを構成したことは確実である。すなわち作者と受容者にとり、ここに描かれた、ないしは同様の方法で紛争を解決することはごくふつうのことだったに違いないのである。

『君公の書』ではここでとり上げた戦闘場面に限らず、敵を殲滅するのではなく捕虜にすること<sup>59</sup>、そして捕らえられた者が多くの場合命を奪われていない点が目を引く。ズィークフリートとカードルトは名のある騎士だが、戦いに敗れて降参したものの命を救われた唯一の人間ではない<sup>60</sup>。そうすると、打ち負かした敵を生かしておくのは当時頻繁に起きていたことなので、ヤンス・エニーケルもこうした戦い方をいわばふつうのことと見なし、構想段階ですでにこれを前提としていたという推測が成り立つ。降参して捕虜となった相手はこの「孤児」たちのように将来にわたる忠節な奉仕を約束し、場合によっては身代金を払うかもしれないので、殺してしまうよりもずっと価値があったのであろう<sup>61</sup>。

さらに、一度失った主君の好意を回復するためには仲介者のとりなしが決定的な意味をもつ

55 *Fraendienst* (→註 47), Str. 919-922, 1496-1509, 1531-41, 1581, 1588-91, 1609; *Seifried Helbling* (→註 47), XIII, v. 68-87. (平尾訳 19 頁). Vgl. auch *Österreichische Reimchronik* (→註 47), v. 1327-35, 6809-34.

56 *Karl-Ernst Geith*, Artikel 'Jans Enikel'. In: *Die deutsche Literatur des Mittelalters. Verfasserlexikon*. Bd. 2. Hrsg. von Kurt Ruh. Berlin/New York: de Gruyter 1980. Sp. 565-569, hier Sp. 568.

57 *Ibd.*, Sp. 568.

58 *Liebertz-Grün* (→註 36), S. 84.

59 *Fürstenbuch* (→註 44), v. 3203-08, 3379-94, 3512, 3570, 3636-38, 3752, 3768, 3775f., 3791-96, 3809, 3857, 3872-84, 4213.

60 *Ibd.*, v. 3516-20, 3525-29, 3577-80, 3798-3800, 3948-54.ただし v. 3341f., 3639-46, 3858 ではむしろ降参のネガティブ、すなわち不名誉な面が描かれている。

61 しかしこのように高い倫理観を要求するであろう原則が、現実の激しい戦闘でどこまで順守されえたかも考慮しなければならない。Vgl. *Andreas Kusternig*, Probleme um die Kämpfe zwischen Rudolf und Ottokar und die Schlacht bei Dürnkrot und Jedenspeigen am 26. August 1278. In: *Weltin/Kusternig* (→註 47), S. 226-311, hier S. 279.

ていたという描写も、当時の法慣習をよく表わしていると考えてよい。ゲルト・アルトホフ (Gerd Althoff) は、ここでの例のように中世全般を通じて実践されていた、武力によらない紛争解決の形式に注目した。このような場合には上述のように慣習化されたルールがあり、おもに親族やごく親しい人々が調停に大きな力を発揮していたのである<sup>62</sup>。『君公の書』ではヴェルンハルトとハインリヒ・プロイセルがこの役を引き受けてズィークフリートとカードルトの命を救う。先に引用したドラベクによれば、彼らが国境を越える連帯感を有していたからだという<sup>63</sup>。しかしプロイセル兄弟は大公フリードリヒの甥でもあった<sup>64</sup>。『君公の書』ではこの血縁関係にふれられていないが、当時の人々にとっては言及の必要などない明らかなことだったにちがいない。つまり大公との近縁関係こそが彼らをして理想的な仲介者たらしめたのである。

アルトホフによれば、中世のコンフリクトが進行する過程はかなりの部分が示威的 (demonstrativ) かつ儀式化した (ritualisiert) 行動から成っていた。戦いに負けた (かつての) 家臣が紛争を合法的に解決して主君の好意 (Huld) を回復したければ、まさにそれゆえに、賠償 (Sühne)、贖罪 (Buße)、名誉の回復 (Genugtuung) といった行為は公の場でなされなければならなかったのである<sup>65</sup>。『君公の書』では「孤児」たちが、主君に危害を加えないという義務を犯してはいないとオーストリアの軍勢の前ではっきり誓う場面 (先に引用した v. 3969f.) が描かれているが、これは大公の前で彼らが跪く (v. 4172f.) という同じく明示的な行為とともに、まさに当時の紛争を調停するためのルールに従ったものである。

オーストリアの大公と二人の「孤児」の関係がどうなったのか、彼らの力がボヘミアで増すにつれて変化したか、それとも冷えていったかは『君公の書』に記されていない。しかし紛争描写のあり方からみて、大公フリードリヒはこの兄弟がラーの戦いで自分の軍と敵対したことのみを誓約違反とみなし、彼らが他の主君と主従関係を結んだことまでは問題視していなかったと推測してよい<sup>66</sup>。大公はそれを妨げることはできなかったし、そもそも妨げる意思もなかった

62 アルトホフによる多数の著書・論文の一部は註5で紹介したが、日本語で読めるものとして、ゲルト・アルトホフ (著)・柳井尚子 (訳) 『中世人と権力 —— 「国家なき時代」のルールと駆引 ——』東京：八坂書房 2004 年 (中世ヨーロッパ万華鏡 1) [Gerd Althoff/Hans-Werner Goetz/Ernst Schubert, Menschen im Schatten der Kathedrale. Neuigkeiten aus dem Mittelalter. Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft 1998] および笠谷和比古 (編) 『国際シンポジウム・公家と武家の比較文明史』(京都：思文閣 2005 年) 所収の「中世盛期の戦士貴族社会における紛争のルール」(85-107 頁) がある。

63 Drabek (→註 32), S. 310, 327.

64 Vgl. Weltin (→註 47), S. 163.

65 Althoff, Genugtuung (satisfactio) (→註 5), S. 248-250.

66 『ケルン教会家人法』の一条文がこの場面を理解する鍵となるかもしれない。ケルン大司教の好意を失ったためにその許を離れた家人 (Ministeriale) は、たとえ新たな主君に仕えることになっても、この主君 (新主) がケルン大司教 (旧主) と私闘を行う場合、旧主に対してけっして放火や略奪を行ってはならないと規定されている。Vgl. *Das längere Kölner Dienstrecht (etwa 1165)*, Artikel 12: [...] *Si postmodum alicui domino servierit et dominus ille gerram contra archiepiscopum conceperit, miles ille, si voluerit, ab hoc domino propter dominum suum archiepiscopum non recedet. [...] quin illi domino serviat et castrum eius sicut melius potest defendat, ita tamen quod nec rapinas nec incendia contra dominum suum archiepiscopum agat. [...]* In:

た。なぜなら二人は封建家臣としての資格を十分満たしており、旧主との関係を絶つことなく他の封土を得ることができたからである<sup>67</sup>。それゆえズィークフリートとカードルトの二人が誠実義務違反によって失った封土も、そのままかどうかは別にしても、主君の好意がふたたび得られたことによって再授封された可能性が高いのである。

全体として見ると、中世における二重の主従関係は複層的システムであり、その多元性を理解しなければ適切な記述ができないという印象を受ける。軍役という封建義務は12世紀以降しだいにその期間・出征範囲・動員数とも縮小してゆくにもかかわらず<sup>68</sup>、家臣たちが繰り返し、どこへでも、また異なった主君から私闘や戦争に動員されるのはまさしく常態だったようである。主従関係が分散していることにより、一方では主君に対する自分の利益を守ることが容易だったといえるが、主君同士の紛争の際は味方する一人を選び、他の主君には忠誠の誓いを放棄して物的損失のリスクを負わなければならなかった。同時に降参、仲介や贖罪宣言などの「政治のルール」が発達した。軍事力を独占する権力主体が存在しない時代と社会において、流血を最小限に抑えて紛争を解決し、当事者のリスクを可能な範囲にとどめるのはまさにこうしたルールの総体だったのである<sup>69</sup>。

こうした複雑な関係については、通常、歴史資料からは具体的なことがほとんど何も読み取れないので、理解の穴を埋めるためには「文芸」資料をも利用することが有効であると考える次第である<sup>70</sup>。

---

*Quellen zur deutschen Verfassungs-, Wirtschafts- und Sozialgeschichte bis 1250.* Hrsg. von Lorenz Weinrich. 2., um einen Nachtrag erweiterte Auflage. Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft 2000. S. 266-279, hier S. 278. この記述は支配する側の視点に立脚していることをもちろん考慮に入れなければならないが、ひとたび成立した「好意」はできるだけ維持されなければならないという中世的観念がここに現われている。

67 Karl Bosl, Das ius ministerialium. Dienstrecht und Lehnrecht im deutschen Mittelalter. In: *ders.*: Frühformen der Gesellschaft im mittelalterlichen Europa. Ausgewählte Beiträge zu einer Strukturanalyse der mittelalterlichen Welt. München/Wien: Oldenbourg 1964. S. 277-326, hier S. 319.

68 当時、家臣の忠誠という倫理的要素は次第に後退し、逆に家臣が軍役を傭兵に代行させる権利が発達しつつあった。Vgl. Kaufmann (→註3), Sp. 332.

69 Vgl. Norbert Ohler, Krieg und Frieden im Mittelalter. München: Beck 1997, S. 133. 小稿の考察結果を検証するためには、Ruth Schmidt-Wiegand がかつて提起したような、広範に亘る異文化間比較が有効であると思われる。Vgl. Ruth Schmidt-Wiegand, Artikel 'Recht und Dichtung'. In: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte. Bd. 4. Hrsg. von Adalbert Erler/Ekkehard Kaufmann. Berlin: Schmidt 1990. Sp. 232-249, hier Sp. 243.

70 Vgl. Terada Tatsuo, Der Herrenwechsel der japanischen bushi im 13. und 14. Jahrhundert. (寺田龍男「13・14世紀における武士の「去就の自由」」『大学院国際広報メディア研究科・言語文化部紀要』(北海道大学) 39号 2001年)、199-222頁; *ders.*, TAKEZAKI Suenaga (1246-?) und seine Zeit — Die Begegnung mit der Fremde und ihre Nachwirkungen in der Wirrenszeit —. (寺田龍男「竹崎季長(1246-?)とその時代」『大学院国際広報メディア研究科・言語文化部紀要』(北海道大学) 40号 2001年)、35-81頁; 寺田龍男「『ケルン教会家人法』と『アルプハルトの死』」(→註46)。



## 《SUMMARY》

### *Gunki-monogatari* und *Heldenepik* (3)

— Doppelte Herr-Vasall-Bindung im europäischen Mittelalter —

TERADA Tatsuo

Die vorliegende Arbeit ist die japanische Übersetzung des Aufsatzes “Doppelte Lehnbindung im Mittelalter. Eine Fallstudie”, der in der Zeitschrift der Japanischen Gesellschaft für Germanistik ‘Neue Beiträge zur Germanistik’ Bd. 1 (2002) erschienen ist. Die neue Version hat den Zweck, den Japanologen, allen voran den Literaturwissenschaftlern und den Historikern, eine Geschichte der historischen Personen — die als ‘Waisen’ bezeichneten Brüder Siegfried und Kadold — aus dem österreichisch-mährischen Mittelalter zu vermitteln. Diese zwei Brüder hatten zwei Lehnsherrn — Herzog Friedrich II. den Streitbaren und König Wenzel I. sowie dessen Sohn König Ottokar II. Přemysl von Böhmen.

Ihre doppelte Lehnbindung scheint in eine schwierige Situation geraten zu sein, als die beiden Herren kriegerische Auseinandersetzungen begannen. Es ist mit großer Wahrscheinlichkeit anzunehmen, dass für die Brüder die Größe der empfangenen Lehen eine entscheidende Rolle bei der Frage gespielt hat, auf welcher Seite sie stehen sollten. Wegen der Niederlage der Böhmen (1246) wurden sie zwar gefangen genommen, im Rahmen des Prozesses zur institutionalisiert-ritualisierten Konfliktaustragung und -beilegung konnten sie aber mit Hilfe von Vermittlern wieder die Huld des Herzogs erlangen.

Bemerkenswerterweise hat der Herzog sie keineswegs mit dem Argument kritisiert, dass sie, ursprünglich die Ministerialen der Babenberger, eine Lehnbindung mit einem anderen Herrn eingegangen waren. Außerdem sind Siegfried und Kadold wieder zu König Ottokar gewechselt, nachdem Herzog Friedrich einige Monate später in der Schlacht gegen den ungarischen König Béla IV. gefallen war.

Diese Ereignisse sind sowohl urkundlich als auch literarisch belegt bzw. thematisiert, weil die Brüder von höherem Rang waren. Eine solche Geschichte ist sicherlich immer wieder geschehen, aber konkrete nachprüfbare Fälle lassen sich, soweit ich sehe, selten finden, während ein gleiches bzw. ähnliches Phänomen aus dem japanischen Mittelalter oft genug festzustellen ist. Die Handlungsdynamik in der Zeit ohne Gewaltmonopol ist daher international und -kulturell zu untersuchen. Aus diesem Grund ist die Lektüre (und die Übersetzung) des folgenden Buches

sehr zu empfehlen: SATŌ Shin'ichi: Nanbokuchō no dōran. Tōkyō: Chūōkōron-shinsha 2005.  
(Nihon no rekishi 9, Chūkō-bunko 1238, ISBN: 4-12-204481-2) [Erstveröffentlichung 1965].  
(佐藤進一『南北朝の動乱』東京：中央公論新社 2005 年 [日本の歴史 9・中公文庫 1238]).